

「読書の楽しさを広げる『読書県みやざき』総合推進事業」

広報業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、本県が進める子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」を目指した読書環境の整備や読書振興に向けた取組について、広く県民に普及啓発や情報提供することを目的としている。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

3 業務委託の内容

(1) 企画・準備

- 広報動画の制作に係る実施計画書の作成

(2) 広報動画の制作（2本）

- ① 宮崎県電子図書館サービス拡充事業「ひなた電子図書館サービス」（以降「ひなデジ」）の活用推進について発信する動画

- ・ ひなデジのシステム画面を映像に使い、視聴した人が利用したいと思えるような動画とすること。
- ・ 電子図書館サービスのメリットである「いつでも、どこでも、誰でも活用できる」ことをPRすること。
- ・ 令和6年度の新規事業のため、令和6年8月末～9月上旬のサービス開始時に動画が完成していること。
- ・ 宮崎県ならではの素材を使い、親しみやすく、理解しやすい動画とする。

（例：みやざき犬、みやざき読書アンバサダー等）

- ② 「読書県みやざき」についてPRする動画

- ・ 本事業で県民が読書に親しむ様子を発信し、読書を身近に感じてもらい、興味関心を高める動画とすること。

（例）

「ひなたライブラリー」の設置個所で、県民が読書に親しむ様子。

「みやざき読書アンバサダーによる読み聞かせと歌のコンサート」の様子。

子どもたちによる読み聞かせや学校内外での取組等、楽しく読書に親しむ様子。

(3) 2本の広報動画に共通する留意事項

- ・ 「みやざき読書アンバサダー」の米良美一氏が出演した動画とすること。
- ※ 米良氏の日程、謝金等については株式会社エフエンタープライズ（0983-41-1586 担当：福井氏）に確認すること。
- ・ 広報動画の時間は15秒間とし、今後、各種SNS等の広告として活用できるものとする。
- ・ 広報動画の著作権は、宮崎県に帰属する。
- ・ 広報動画には、映像内に「宮崎県教育委員会」のクレジットを掲出する。
- ・ 広報動画は静止画（写真）を活用することも可とする。

(参考)

※ 「読書県みやざき」のシンボルとして、右のマークを用いている。その他「読書県みやざき」など県の取組に関することについては、県生涯学習課ホームページ「みやざき学び応援ネット」 (<https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp>) を参照すること。



(4) その他関連業務

- ① 出演者等との調整
- ② 出演者や関係者への謝金等の支払い
- ③ 撮影先や場所等の許可申請、調整、会場費等の支払い

4 成果品

事業実施後は、実績報告書及び収支精算書、広報動画DVD等の成果品を提出するものとする。

5 支払方法

業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者との協議により契約の変更を行う場合がある。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。